

京都市告示第 139 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 6 月 18 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科西野山緯 18号線	山科区西野山射庭ノ上町184番地の1 地先から	旧	メートル 42.50	メートル 1.80 ~ 3.00
	同町186番地の1地先まで	新	42.50	2.18 ~ 7.71
深草経59号線	伏見区深草大亀谷東寺町22番地の22地 先から	旧	41.20	1.00 ~ 1.80
	同町27番地地先まで	新	41.20	1.82 ~ 6.31
深草緯112の 1号線	伏見区深草大亀谷東寺町22番地の7地 先から	旧	39.40	4.00 ~ 6.01
	同町22番地の4地先まで	新	39.40	6.00

(建設局土木管理部道路明示課)